

平成27年度 第1回北茨城市総合教育会議（会議録）

※ 本会議録は、読みやすくするため、文意を損なわない範囲で重複表現や
言い回しなどを、一部整理しておりますのでご了承ください。

日 時 平成28年1月21日（木） 午後5時から午後5時42分

場 所 五浦観光ホテル 5階 第6会議室

(敬省略)

構成員	北茨城市長	豊 田 稔
	教育委員長	沼 田 昇 平
	教育委員長職務代理者	佐 藤 厚
	教育委員	大 平 康 裕
	教育委員	鈴 木 君 伊
	教育長	松 崎 三 郎

関係者	教育次長	滑 川 精 一
	教育総務課長	松 本 幹 夫
	学校教育課長	関 辰 洋
	生涯学習課長	鈴 木 克 彦
	学校給食センター所長	神 永 敏 弘
	市立図書館長	佐 藤 裕 之

事務局	教育総務課主査兼総務学務係長	泉 元 子
	教育総務課総務学務係主任	山野辺 拓史

傍聴者 なし

- ～．．．．．
- 資 料
- ・北茨城市総合教育会議 次第
 - ・資料1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）」
 - ・資料2 「北茨城市総合教育会議設置要綱（案）」
 - ・資料3 「北茨城市教育振興基本計画」

次 第

- 1 開 会
 - 2 市長あいさつ
 - 3 教育委員あいさつ
 - 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要について
 - 5 協議事項
 - (1) 北茨城市総合教育会議設置要綱（案）について
 - (2) 北茨城市教育に関する大綱の策定について
 - (3) その他
 - 6 閉 会
-
-

1 開 会 午後5時

事務局__泉 本日はお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。
ただ今から、第1回北茨城市総合教育会議を開会いたします。

2 市長あいさつ

事務局__泉 それでは豊田市長、挨拶をお願いいたします。

豊田市長 本日は大変お忙しいところ、第1回北茨城市総合教育会議へご出席を頂き、誠にありがとうございます。昨年中は沼田委員長様をはじめ、各委員の皆さま方には当市政運営へ対し、ご理解とご協力、そして当市教育行政につきましても多大なるご尽力を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げる次第であります。本年も引き続き、よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年4月に地方教育行政の一部に改正があり、教育委員会制度の改革により総合教育会議の設置が義務化されました。本日ここに、北茨城市総合教育会議を発足するわけでございますが、この会議は私と教育委員会と一緒に協議をし、議論を重ねて十分な意思疎通を図るための重要な機会であります。それが今回、法に基づき正式に位置付けされましたことは大変意義深いものと思っております。

本日の議題といたしましては、北茨城市総合教育会議の設置要綱（案）について及び教育に関する大綱の策定についての二件となっております。その他、皆さんとの意見交換を行いたいと思っておりますので、忌憚のない活発なご意見をお願いいたします。これからも当会議が子ども達のために、充実した施策を進めていく第一歩となります事をご祈念いたしまして、私からのご挨拶といたします。ありがとうございます。

3 教育委員あいさつ

事務局__泉 続きまして、各委員さんの自己紹介を兼ねて、一言あいさつをお願いいたします。

(各教育委員自己紹介及びあいさつ)

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要について

事務局__泉 次第4、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要について教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長 市長及び教育委員の皆さんにおかれましては、既にご承知のことと思われ
ますが、地方教育行政法の一部改正により、教育委員会制度が変更されてお
ります。その一つに地方公共団体へ、この「総合教育会議」の設置が義務づ
けされたわけです。簡単にご説明しますと、教育行政は政治的中立性を重ん
じていることから、これまで市長と教育委員の皆さんが、直接、協議・調整
を行う、といった機会がなく、予算編成や、予算を執行するうえでの、第一
義的権限者である市長の教育へ対する方針が、皆さんへ伝わりにくい部分
があるので、意見交換の機会を設け、それらを解消しましょうというのが「総
合教育会議」設置の目的です。当市におきましても、これまで市長と教育委
員の皆さんが、直接、協議・調整を行うといった機会はなかったものの、既
に密接な連携が取られていることから、この会議は、主に、市長が教育委員
の皆さんとの、協議を必要とする事案が発生したときに、開催されるものと
考えております。では、協議を必要とする事案とは、どういったものかと申
しますと、この度の法改正では、教育行政の根幹とも言えます「教育に関す
る大綱」の策定も義務化されており、「大綱」の記載内容につきましては、総
合教育会議において、市長と教育委員の皆さんが、協議・調整し、市長が策
定することになります。こちらにつきましては、本日の協議事項にもなっ
ております。また、いじめ事件等が発生した場合、まずは教育委員会を開催し、
対応にあたりますが、市長の要請により「総合教育会議」を開催し、講ずべ
き措置についての協議・調整が可能となる訳です。

次に、新「教育長」の設置に関する事項でございます。これにつきましては
は、新「教育長」への移行時期について、教育長の任期満了、または教育委
員を退任するまでは、現行の教育長制度の継続が可能とされており、当市、
松崎教育長の任期満了が、平成29年12月であることから、現時点におい
ては、それ以降の施行となります。地方教育行政法の一部改正に基づく、
教育委員会制度改正点についての、説明は以上となります。

5 協議事項 (1) 北茨城市総合教育会議設置要綱 (案) について

事務局__泉 それではこれより議事に移ります。豊田市長が議長となりますので、よろしくお願ひします。

議長__市長 ただ今、ご指名により議長の大役を仰せつかりましたので、早速ではあります。本日の協議事項に移らせて頂きます。(1)北茨城市総合教育会設置要綱(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局__泉 それでは、北茨城市総合教育会議設置要綱(案)について、ご説明いたします。趣旨、第1条この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき設置する北茨城市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。会議、第2条会議の議長は、市長とする。議事録、第3条市長は、法第1条の4第6項ただし書の規定により非公開とした部分を除き、会議の議事録を公表するものとする。庶務、第4条会議の庶務は、教育総務課において処理する。委任、第5条この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。附則、この要綱は、平成27年4月1日から施行する。所掌事務としましては、法律第1条の4に(1)総合的な施策の大綱策定に関する協議(2)教育を行うための諸条件の整備等、教育、学術及び文化の振興に関する重点的に講ずべき施策についての協議(3)児童、生徒等の生命又は身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置についての協議を定めています。北茨城市総合教育会議設置要綱をこのように設置してよろしいか、ご審議ほどよろしくお願ひします

議長 ただ今事務局から説明がありましたように、法律第1条の4にある大綱の策定に関する協議。第2には教育を行うための諸条件の整備等。第3には児童生徒等の生命または身体の危険、また様々な事件が発生した時には、地方公共団体の長が招集するという事務局からの説明でありましたが、これについて、ご意見ご質問がございましたらお願ひします。

総合教育会議は、事態に応じて市長が招集することになっていますよね。私のことだからすぐに集めることになるとお願ひしますよ。例えば災害のような緊急の場合、教育委員会に対し召集をかけ、各地区の情報を収集しると。そうなるかも知れないですよ。そうしてもよい、むしろそうしなさいと言っているわけですよ。

教育総務課長 総合教育会議は、協議が必要との市長の判断に基づき、開催するものであることから、そうすべきと考えます。まして、災害のような児童生徒の生命に関わるような緊急の事態であれば、尚のこと必要とお願ひします。

議長 児童生徒に関わる緊急事態が発生した場合には、市長判断で総合教育会議を設置していいですよという意味ですよ。分かりました。その他ありますか。質問でも結構です。無いようですので北茨城市総合教育会議設置要綱については、このように決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

5 協議事項(2) 北茨城市教育に関する大綱の策定について

議 長 続きまして、(2) 北茨城市教育に関する大綱の策定について事務局より説明をお願いします。

事務局__泉 北茨城市教育に関する大綱の策定について、ご説明いたします。
教育委員会では、平成23年3月に10ヶ年計画として、北茨城市教育振興基本計画を策定しております。基本計画には、第1章時代の潮流と教育政策の動向、第2章基本的な考え方、第3章施策体系「現状と課題・主要な施策」、第4章計画を推進するための体制の4章で構成され、それぞれに項目があります。その中の第3章施策体系には、第1項として、生きる力を育む学校教育等の充実①幼児教育の充実、②確かな学力を育む教育の充実、③豊かな心と健やかな身体を育む教育の充実、④社会の変化に対応した教育の充実、⑤自立と社会参加を目指す特別支援教育の充実、⑥信頼される魅力ある学校づくり、第2項として、豊かさを広げる生涯学習社会の構築、①生涯学習の振興、②スポーツ・レクリエーションの振興、③文化・芸術の振興、④青少年の健全育成、以上の内容となっております。制度説明QAでは、教育振興基本計画をもって大綱に代えることができるとされており、当市教育振興基本計画の年限が平成32年度あることから、北茨城市教育に関する大綱と代えることをご承認いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくご説明いたします。

議 長 大綱に代えてもいいですかと言っても、そもそも大綱とは何か。ここで言っている教育大綱の意味を端的に説明願います。

教育次長 教育の目標や、施策の根本的な方針を大綱と呼んでおり、大綱に求められている内容が、この基本計画の中に含まれているという訳です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたことについては、北茨城市の教育大綱を新たに策定するのか。それとも北茨城市教育振興基本計画を、大綱として代えることにご承認いただけるかとのことです。北茨城市教育振興基本計画を、北茨城市教育大綱に代えることとしてよろしいでしょうか。ご異議ありませんか。

(異議なし)

5 協議事項(3) その他

(図書館について)

議 長 他に何かございますか。無ければ良い機会ですので、図書館の進ちょく状

況を説明してください。

図書館長 マスター工程に遅れはなく、3月31日竣工予定で進んでおります。その後、引越しに2ヶ月程度。3月途中から閉館としまして、6月1日開館の予定です。

議長 現在の図書館の解体は、いつ頃になりますか。

図書館長 6月1日開館後の解体を予定しており、完了は7月の入札から2～3ヶ月後かと思われます。

(給食センターについて)

議長 昨年、指示した学校給食センターの更新について、進ちょく状況を説明してください。

給食センター長 昨年、給食センター運営委員会を開催し、施設については建替えが必要とのご意見をいただきました。今後は、平成28年度予算に調査費を計上し、基本計画を策定する予定となっております。

議長 私が何故、このような質問をしているのか。冒頭にもあったように予算編成や予算を執行するうえで、第一義的権限者である私の教育へ対する方針を教育委員の皆さんにご理解いただき、そして情報を共有して円滑に進めるため、担当課長から説明していただいているのです。

(関本小中学校について)

議長 建設中の関本小中学校も間もなく完成予定ですが、準備は順調に進んでいますか。

学校教育課長 統合します関本第一・富士ヶ丘小学校及び関本中学校の先生方が協議し、概ね9年間のカリキュラムが完成しており、それを遂行する予定です。

また、英語教育の充実を図るため、全ての英語の授業にALTを導入する等、特色ある教育を進めていく方針です。

議長 統合により、遠距離通学となる子ども達への対策は。

教育総務課長 運用基準を設け、スクールバスを運行します。今後は子ども達の安全確保を重視した経路及び乗降箇所等の運行計画を策定し、保護者への説明会を開催する予定です。

(閉校となる小学校の利活用について)

議長 閉校となる関本第一小学校の再利用として、生涯学習センターの整備を計画しているが、教育委員への説明をお願いします。

生涯学習課長 当市の生涯学習については、現在は公民館事業の一環として、高齢者中心に事業を展開しているところです。今後は、関本第一小学校跡地を生涯学習センターとして整備し、幼児から高齢者まで皆さんが生涯を通じて、多種多様な学習に取り組んで頂く拠点となります。また、施設の防災機能を強化し、北部地区の防災拠点としても活用を図ろうと考えております。更には、健康づくり都市宣言をしていることから、健康増進に向けた機能を併せ持った施設の整備を進めてまいりたいと思っております。

議長 教育委員会には、このような重要な案件が山積している状況です。教育委員の皆さまにおかれましては、引き続き、ご協力とご支援をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

事務局_泉 以上をもちまして、平成27年度第1回北茨城市総合教育会議を閉会いたします。
本日はお忙しい中、ありがとうございました。
